

公益財団法人三重県産業支援センター評価・計測機器使用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県産業支援センターが高度部材イノベーションセンターに設置する評価・計測機器を企業等に開放することにより、研究開発の高度化、技術課題解決を図ることを目的として定めるものとする。

(使用可能日及び時間)

第2条 評価・計測機器の使用可能日は、原則として土曜日、日曜日、祝日並びに年末年始の休日を除く平日とし、使用可能時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。ただしこの時間を超過して連続運転が必要な場合及び公益財団法人三重県産業支援センター理事長(以下「理事長」という。)が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用申請)

第3条 評価・計測機器を使用しようとする場合は、事前に所定の評価・計測機器使用申請書(様式1)を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

2 理事長は、評価・計測機器の管理上または運営上必要があるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

3 評価・計測機器を連続して2週間以上使用しようとする場合は、申請者は公益財団法人三重県産業支援センターと協議することとする。

4 第1項に規定する申請書の受付開始日は、原則として次の通りとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

一 高度部材イノベーションセンター入居企業:使用開始日の3ヶ月前

二 三重高度部材産業クラスター登録企業:使用開始日の2ヶ月前

三 一及び二以外の県内企業:使用開始日の1ヶ月前

四 一～三以外の企業:使用開始日の2週間前

(使用の不承認)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評価・計測機器の使用を承認しない。

一 評価・計測機器に損傷を与えると認められるとき

二 管理上支障があるとき

三 営業の目的、趣味の目的のための使用のとき

四 その他理事長が不相当であると認めるとき

(使用の取消)

第5条 評価・計測機器の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号に該当するときは使用の許可を取り消すことができる。

一 使用の許可を受けた評価・計測機器を使用目的以外に使用したとき

二 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき

(使用心得)

第6条 評価・計測機器の使用にあたっては、公益財団法人三重県産業支援センターの指示に従うものとする。

2 使用者は、善良なる注意をもって評価・計測機器を使用し、終了後は使用前の状態に復し、使用後点検チェックリスト(様式2)により、公益財団法人三重県産業支援センターの点検を受けるものとする。

3 使用者は、評価・計測機器を汚損または破損破壊したときは、その損害を賠償しなければならない。

4 評価・計測機器の使用における災害については、使用者の責任において措置するものとする。

5 理事長は、使用者の秘密保持のため、日時等を限定し関係者以外の評価室への入室を禁ずることができる。

(使用料)

第7条 評価・計測機器の使用料は別表のとおりとする。ただし、評価・計測機器で使用する一部の消耗品(使用料に含まれていない消耗品)については、使用者の負担とする。

2 使用の時間単位は1時間とする。ただし単位時間を超える場合は単位時間に切り上げるものとする。

3 使用者は、評価・計測機器使用後に発行する請求書(様式3)に基づき、使用料を公益財団法人三重県産業支援センター 理事長宛に納期限までに納めるものとする。

4 使用料の振込に必要な手数料については、使用者の負担とする。

(免責事項)

第8条 計測データの電子媒体への移動の際に生じた、データの消失、ウィルス感染等のトラブルについて、当センターでは、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長がその都度定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成20年 6月13日から施行する。

2 この規程は、平成22年 2月 9日から施行する。

3 この規程は、平成22年 5月 6日から施行する。

4 この規程は、平成24年 4月 2日から施行する。

5 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

6 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

7 この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。